

開会：平成19年3月29日

閉会：平成19年3月29日

平成19年第1回

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会会議録

鳥取県後期高齢者医療広域連合長告示第1号

平成19年第1回鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年3月22日

鳥取県後期高齢者医療広域連合長 竹内 功

- 1 日時 平成19年3月29日（木）午後2時から
- 2 場所 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議場
(湯梨浜町役場東郷庁舎3階)

○ 開会日に応召した議員

上杉 栄一	上紙 光春	山口 博敬
牧田 武文	吉岡 知己	松井 義夫
谷口 秀夫	松田 秋夫	谷川 輝久
鹿島 功	西郷 一義	米村 一三

○ 開会日に応召しなかった議員

前田 正雄

平成19年第1回鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録(第1日)

平成19年3月29日(木)

議事日程

- 日程第 1 仮議席の指定について
日程第 2 議長の選挙について
追加日程第 1 副議長の選挙について
追加日程第 2 議席の指定について
追加日程第 3 会議録署名議員の指名について
追加日程第 4 会期について
追加日程第 5 議員提出議案第1号 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について
議員提出議案第2号 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について
追加日程第 6 専決処分の報告及び承認を求めることについて
議案第 1号 鳥取県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例
議案第 2号 鳥取県後期高齢者医療広域連合公告式条例
議案第 3号 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の定例会条例
議案第 4号 鳥取県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例
議案第 5号 鳥取県後期高齢者医療広域連合職員定数条例
議案第 6号 鳥取県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
議案第 7号 鳥取県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
議案第 8号 鳥取県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例
議案第 9号 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
議案第10号 鳥取県後期高齢者医療広域連合特別職等の報酬及び費用弁償に関する条例
議案第11号 鳥取県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例
議案第12号 平成18年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
追加日程第 7 議案第13号 鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について
議案第14号 鳥取県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について
議案第15号 鳥取県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定について
議案第16号 鳥取県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について
議案第17号 鳥取県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
議案第18号 鳥取県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
議案第19号 鳥取県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
議案第20号 鳥取県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
議案第21号 鳥取県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例の制定について

議案第 2 2 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について

議案第 2 3 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議案第 2 4 号 平成 1 9 年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

追加日程第 8 号 同意議案第 1 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて

追加日程第 9 号 同意議案第 2 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について議会の同意を求めることについて

追加日程第 1 0 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について

追加日程第 1 1 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会の委員の選任について

本日の会議に付した事件

日程第 1 号 仮議席の指定について

日程第 2 号 議長の選挙について

追加日程第 1 号 副議長の選挙について

追加日程第 2 号 議席の指定について

追加日程第 3 号 会議録署名議員の指名について

追加日程第 4 号 会期について

追加日程第 5 号 議員提出議案第 1 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について

議員提出議案第 2 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について

追加日程第 6 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

議案第 1 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例

議案第 2 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合公告式条例

議案第 3 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の定例会条例

議案第 4 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例

議案第 5 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合職員定数条例

議案第 6 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例

議案第 7 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

議案第 8 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例

議案第 9 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

議案第 1 0 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合特別職等の報酬及び費用弁償に関する条例

議案第 1 1 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例

議案第 1 2 号 平成 1 8 年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

追加日程第 7 号 議案第 1 3 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について

議案第 1 4 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合行政手續条例の制定について

議案第 1 5 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定について

議案第 1 6 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について

議案第 1 7 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

議案第18号 鳥取県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

議案第19号 鳥取県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

議案第20号 鳥取県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について

議案第21号 鳥取県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例の制定について

議案第22号 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について

議案第23号 鳥取県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議案第24号 平成19年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

追加日程第8 同意議案第1号 鳥取県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて

追加日程第9 同意議案第2号 鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

追加日程第10 鳥取県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について

追加日程第11 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会の委員の選任について

出席議員（12名）

上杉 栄一	上紙 光春	山口 博敬
牧田 武文	吉岡 知己	松井 義夫
谷口 秀夫	松田 茂夫	谷川 輝久
鹿島 功	西郷 一義	米村 一三

欠席議員（1名）

前田 正雄

欠員

なし

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長・・・竹内 功 事務局長・・・西山 秀雄

事務局職員職氏名

書記長・・・宮脇 収 書記・・・岡本 秀一 書記・・・三谷 浩仁

午後2時開会

○事務局長 本定例会は、広域連合議会議員選挙後、初めての議会でございます。したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

年長の西郷一義議員をご紹介します。

〔臨時議長 西郷一義議員 議長席に着く〕

○臨時議長 皆さんこんにちは。ただいま紹介いただきました伯耆町議会議長の西郷でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は12名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成19年3月鳥取県後期高齢者医療広域連合定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

お諮りいたします。

議事の進行につきましては、鳥取県後期高齢者医療広域連合の会議規則がまだ公布されておられません。したがって、お手元に配付してあります鳥取県後期高齢者医療広域連合会議規則（案）に準じて進行したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長 ご異議なしと認めます。

したがって、これより議事の進行につきましては、鳥取県後期高齢者医療広域連合会議規則（案）で進めさせていただきます。

◎日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長 日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたしたいと思います。

◎日程第2 議長の選挙について

○臨時議長 日程第2、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長 ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長 ご異議なしと認めます。

したがって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

議長に上杉栄一君を指名します。

ただいま、臨時議長が指名しました上杉栄一議員を議長当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長 ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました上杉栄一議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました上杉栄一議員が議場におられます。会議規則第(案)32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました上杉栄一議員、当選承諾及びごあいさつをお願いいたします。上杉議員、よろしく申し上げます。

○議長 鳥取市議会の上杉でございます。

ただいま、本広域議会の初代の議長にということで拝命をいたしました。

この議会が発足するまで、本日まで、県内19市町村のそれぞれの議会で大変なご議論の中で、きょう、この議会が発足したわけであります。全国でそれぞれの都道府県ごとに広域連合を持つという、まさに初めてのこういった取り組みの中できょうのスタートであります。

非常に多くのことをこれから議会の中で議論をし、そして方針を決定していかなければならないというふうに思っておるところであります。県民の幸せのために、我々広域議会といたしましても、議員各位のご協力をお願いいたしまして、しっかりとした説明責任をしていく、そういう議会でありたいというふうに思っております。

執行部はもとよりでありますけれども、議員各位のご協力を心からお願い申し上げまして、就任のごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長 以上をもちまして臨時議長の職務はすべて終了いたしました。ご協力まことにありがとうございました。

それでは、上杉栄一議長、議長席にお着き願います。

どうもご協力ありがとうございました。

〔臨時議長 西郷一義議員 退席、議長 上杉栄一議員 着席〕

○議長 議事整理のため、しばらく休憩します。(午後2時08分 休憩)

〔休 憩〕

○議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。(午後2時20分 再開)

○議長 お諮りします。

ただいまお手元に配付しました追加日程を本日の議事日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本日の議事日程は、お手元に配付のとおり日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 副議長の選挙について

○議長 追加日程第1、「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に西郷一義議員を指名します。

ただいま議長が指名しました西郷一義議員を副議長当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました西郷一義議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました西郷一義議員が議場におられます。会議規則（案）第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をします。

副議長に当選されました西郷一義議員、当選承諾及びごあいさつをお願いいたします。

西郷一義議員、前方の演壇へ登壇お願いします。

〔副議長 西郷一義議員 登壇〕

○副議長 ただいま後期高齢者医療広域連合議会副議長にご推挙いただきまして、ありがたく光栄に存じ、お引き受けしたいと思います。

就任しましては、また議長の十分なる補佐をし、円滑な議会運営に努力したいと思います。どうか皆さん、よろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

◎追加日程第 2 議席の指定について

○議長 追加日程第 2、「議席の指定」を行います。

議席は、会期規則（案）第 4 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。

各議員の議席は、お手元に配付いたしております議席表のとおり指定いたします。

◎追加日程第 3 会議録署名議員の指名について

○議長 追加日程第 3、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則（案）第 81 条の規定により、議長において、2 番、上紙光春議員、13 番、米村一三議員を指名いたします。

◎追加日程第 4 会期について

○議長 追加日程第 4、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

今議会の会期は本日 1 日間とし、会期中の日程につきましてはお手元の配付のとおりとすること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎追加日程第5 議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号

○議長 追加日程第5、議員提出議案第1号「鳥取県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」及び議員提出議案第2号「鳥取県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について」を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

9番、谷川輝久議員。

○谷川議員 発議第1号「鳥取県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」、提案理由の説明をいたします。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会会議規則を別紙のとおり制定する。

平成19年3月29日。

提出者、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員、谷川輝久。

賛同者、同じく米村一三。

鳥取県後期高齢者医療広域連合の設立に伴い、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会会議規則を制定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定により提出するものであります。

そして、発議第2号「鳥取県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について」、提案理由の説明をいたします。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例を別紙のとおり制定する。

平成19年3月29日。

提出者、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員、谷川輝久。

賛同者、同じく米村一三。

鳥取県後期高齢者医療広域連合の設立に伴い、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例を制定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定により提出するものであります。

以上でございます。

なお、以上の提案議案につきましては、全員協議会で説明させていただいておりますので、条例（案）等の朗読は省略させていただきます。

以上をもちまして、2議案の提案理由の説明を終わります。原案のとおりご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長 これより議員提出議案第1号及び第2号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

まず、議員提出議案第1号について採決します。

お諮りします。

本案について、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号について採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

全員協議会開催のため、暫時休憩します。(午後2時29分 休憩)

〔休 憩〕

○議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。(午後3時00分 再開)

◎追加日程第6 議案第1号から議案第12号

○議長 追加日程第6、議案第1号から議案第12号までの12議案を一括議題といたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

竹内功広域連合長。

〔広域連合長 竹内功 登壇〕

○広域連合長 初議会の私からの最初の発言をさせていただくわけでございますが、提案説明に先立ちまして一言ごあいさつをさせていただきます。

去る2月1日にこの広域連合が発足したわけでございます。この後期高齢者医療制度、本格的な実施は平成20年4月からということで、この平成19年2月1日に広域連合を設けて、その準備に当たることとなったわけでございます。きょうはその初議会を迎えておるわけでございますが、これからも議会とのよりよき関係を築きながら、この広域連合の業務が円滑に実施できるよう最善を尽くしてまいりたいと考えております。

また、構成する市町村との連携も極めて重要な事項であると考えておりますので、構成市町村とも十分連携をとりながら、また議会の皆様と十分な意思疎通を図りながら広域連合の運営に当たってまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、議案の第1号から12号までについて説明をいたします。

これらは、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、平成19年2月1日に専決処分をいたしましたもので、同条第3項の規定により、これをご報告し、承認を求めようとするものでございます。

議案第1号につきましては、広域連合の休日に関して必要な事項を定めた条例、議案第2号につきましては、広域連合の条例等の交付に関して必要な事項を定めた条例、議案第3号につきましては、広域連合議会の定例会の回数を定めた条例、議案第4号につきましては、広域連合の事務局の設置に関して必要な事項を定めた条例、議案第5号につきましては、広域連合の職員の定数に関して必要な事項を定めた条例、議案第6号につきましては、広域連合の職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果に関して必要な事項を定めた条例、議案第7号につきましては、広域連合の職員の懲戒の手續及び効果に関して必要な事項を定めた条例、議案第8号につきましては、広域

連合の職員のサービスの宣誓に関して必要な事項を定めた条例、議案第9号につきましては、広域連合議会の議員その他非常勤職員の公務上の災害等に対する補償に関して必要な事項を定めた条例、議案第10号につきましては、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めた条例、議案第11号につきましては、広域連合職員の旅費に関して必要な事項を定めた条例について専決処分を行ったものでございます。

議案第12号につきましては、平成18年度一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を27万6,000円と定めるものでございます。

以上12議案につきまして、慎重にご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長 これより各議案に対する質疑を行います。

質疑は、議案第1号から議案第12号までにつきましては、時間の都合もありますので、まず議案第1号から議案第11号までを一括して行い、次に議案第12号を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

まず、議案第1号から議案第11号までを一括して質疑を行います。

なお、質疑の際は、議案番号と質疑箇所のページをお示してください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

以上で、議案第1号から議案第11号に対する質疑を終結します。

次に、議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

以上で、議案第12号に対する質疑を終結いたします。

これより各議案ごとに順次、討論、採決を行います。

まず、議案第1号「鳥取県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第1号について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第2号「鳥取県後期高齢者医療広域連合広告式条例」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

議案第2号について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号「鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の定例会条例」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

議案第3号について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号「鳥取県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

議案第4号について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号「鳥取県後期高齢者医療広域連合職員定数条例」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

議案第5号について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号「鳥取県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

議案第6号について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号「鳥取県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

議案第7号について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第8号「鳥取県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

議案第8号について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第9号「鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

議案第9号について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第10号「鳥取県後期高齢者医療広域連合特別職等の報酬及び費用弁償に関する条例」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

議案第10号について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第11号「鳥取県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

議案第 11 号について、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第 12 号「平成 18 年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

議案第 12 号について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号は承認することに決定いたしました。

全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。(午後 3 時 14 分 休憩)

〔休 憩〕

○議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。(午後 3 時 58 分 再開)

追加日程第 7 議案第 13 号から議案第 24 号

○議長 追加日程第 7、議案第 13 号から議案第 24 号までの 12 議案を一括議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

竹内功広域連合長。

〔竹内功広域連合長 登壇〕

○広域連合長 議案第 13 号から第 24 号までの提案理由を説明いたします。

議案第 13 号につきましては、監査委員に関し必要な事項を定めるため、鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員条例を、議案第 14 号につきましては、行政手続法に基づき、処分、行政指導及び届け出に関する手続に関して必要な事項を定めるため、鳥取県後期高齢者医療広域連合行政手続条例を、議案第 15 号につきましては、行政情報の公開を請求する権利を明らかにし、情報公開の総合的な推進に必要な事項を定めるため、鳥取県後期高齢者医療広域連合情報公開条例を、議案第 16 号につきましては、広域連合が保有する個人情報の適正な取り扱いに関して必要な事項を定めるため、鳥取県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を、議案第 17 号につきましては、情報公開及び個人情報の適正な運用を図るため、審査会を置くことについて必要な事項を定めるため、鳥取県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例を、議案第 18 号につきましては、人事行政の運営等の状況の公表に関して必要な事項を定めるため、鳥取県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を、議案第 19 号につきましては、広域連合の職員の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるため、鳥取県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例を、議案第 20 号につきましては、広域連合の職員の勤務時間、休日及び休暇に関して必要な事項を定めるため、鳥取県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇に関する条例を、議案第 21 号につきましては、財政状況の作成及び公表に関して必要な事項を定めるため、鳥取県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例を、議案第 22 号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関して必要

な事項を定めるため、鳥取県後期高齢者医療広域連合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を、議案第 23 号につきましては、長期継続契約に関して必要な事項を定めるため、鳥取県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例をそれぞれ制定しようとするものでございます。

議案第 24 号につきましては、平成 19 年度一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を 4 億 624 万円と定めるとともに、債務負担行為を行おうとするものでございます。

以上、12 議案につきまして、ご審議をいただき、議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 これより各議案に対する質疑を行います。

質疑は、議案第 13 号から議案第 23 号を一括して行い、次に議案第 24 号を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

まず、議案第 13 号から議案第 23 号を一括して質疑を行います。

なお、質疑の際は、議案番号と質疑箇所のページをお示してください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 13 号から議案第 23 号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第 24 号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 24 号に対する質疑を終結いたします。

これより各議案ごとに順次、討論、採決を行います。

まず、議案第 13 号「鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員条例」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第 13 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号「鳥取県後期高齢者医療広域連合行政手続条例」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第 14 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号「鳥取県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第 15 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号「鳥取県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第 16 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号「鳥取県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第 17 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号「鳥取県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第 18 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号「鳥取県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第 19 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号「鳥取県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第 20 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号「鳥取県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第 21 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号「鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第 22 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号「鳥取県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第 23 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号「平成 19 年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

議案第 24 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決しました。

全員協議会開催のため、暫時休憩します。(午後 4 時 10 分 休憩)

〔休 憩〕

○議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。(午後 4 時 30 分 再開)

◎追加日程第 3 同意議案第 1 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき同意を求めることについて

○議長 追加日程第 8、同意議案第 1 号「鳥取県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

広域連合長の説明を求めます。

竹内功広域連合長。

〔竹内功広域連合長 登壇〕

○広域連合長 同意議案第 1 号「鳥取県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」、提案理由の説明をいたします。

鳥取県後期高齢者医療広域連合の設立に伴い、鳥取県町村会会長であります坂本昭文氏を選任いたしたく、ここに提案いたします。

本広域連合行政の推進において、適任であると考えております。

議員全員の皆様のご同意をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

同意議案第1号「鳥取県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」、原案のとおり坂本昭文氏に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、同意議案第1号「鳥取県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」は、同意することに決定いたしました。

◎追加日程第9 同意議案第2号 鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について議会の同意を求めることについて

追加日程第9、同意議案第2号「鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありますので、山口博敬議員の退場を求めます。

〔山口議員 退場〕

○議長 同意議案第2号「鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について議会の同意を求めることについて」、広域連合長の説明を求めます。

竹内功広域連合長。

〔竹内功広域連合長 登壇〕

○広域連合長 同意議案第2号「鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について議会の同意を求めることについて」、提案理由の説明をいたします。

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約第16条の規定により、監査委員の定数は2人となっております。そのうちの1人である議員以外の監査委員に、湯梨浜町大字田後550番地、山名哲彌氏を選任いたしたく、ここに提案いたします。

山名哲彌氏は、現在、湯梨浜町の代表監査委員でもあり、監査委員として適任と考えております。

また、議員のうちから選任する監査委員に山口博敬氏を選任いたしたく、ここに提案いたします。

山口博敬氏は、倉吉市上余戸282番地に所在でございます。議会議員として、人格高潔、行政運営に関してすぐれた識見をお持ちであります。適任であると考えて選任いたしたく、同意を求めるところでございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

同意議案第2号「鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について議会の同意を求めることについて」、原案のとおり、山名哲彌氏、山口博敬氏に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、同意議案第2号「鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について議会の同意を求めることについて」は、同意することに決定いたしました。

山口博敬議員の入場を求めます。

〔山口議員 入場・着席〕

○議長 本日の会議は、議事の都合上、時間を延長いたします。（午後4時36分 延長）

◎追加日程第10 鳥取県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長 追加日程第10、「鳥取県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について」、選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第11条第2項の規定により、指名推選したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会の委員について、お手元に配付しております名簿のとおり、濱田三代子氏、森田辰男氏、浦田昌則氏、赤井進氏、以上の4人を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した4人を選挙管理委員会の委員の当選人に決めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4人の方々が選挙管理委員会の委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会の補充員について、お手元に配付しております名簿のとおり議長が指名をいたします。なお、補充の順序につきましては、指名の順序によって定めたいと思えます。

選挙管理委員会の補充員に、小谷喜寛氏、築谷和夫氏、小原大忍氏、金田宏氏、以上4人を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました4人を選挙管理委員会の補充員の当選人に定め、補充員の順序は指名の順序のとおり定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました4人の方々が選挙管理委員会の補充員に当選され、補充の順序は指名の順序のとおりと決定されました。

◎追加日程第11 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会の委員の選任について

○議長 追加日程第11、「議会運営委員会委員の選任」を議題とします。

お諮りします。

本選任について、お手元に配付いたしております議会運営委員会選任名簿のとおり、それぞれ選任したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会選任名簿のとおり選任します。

議会運営委員会を開催するため、暫時休憩します。(午後4時39分 休憩)

○議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。(午後4時50分 再開)

報告いたします。

先ほど開かれました議会運営委員会におきまして、委員長に吉岡知己議員、副委員長に鹿島功議員が選出されました。

お諮りします。

議会運営委員会の所管事項に関し、議会閉会中の継続調査事件として、お手元に配付のとおり決定することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたしました。

○議長 諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された事件の審議はすべて終了しました。

これで平成19年3月鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。(午後4時58分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議長 上杉 栄一

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長 西郷 一義

署名議員 上紙 光春

署名議員 米村 一三